

健感発 0803 第 2 号  
平成 30 年 8 月 3 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する  
技術上の指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 6 月 15 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県等の社会福祉施設等を所管する部局にも周知を行っておりますので、必要に応じ連携を図っていただくようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

第 2 主な改正内容

新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定める。

第 3 適用期日

平成 30 年 8 月 3 日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕  
〔特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針  
の一部改正について

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号。以下「指針」という。）は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた指針である。

今般、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するため、別添のとおり、指針の改正がなされたところである。

については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）に規定される特定建築物及び特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し又は利用するもの（以下「特定建築物等」という。）の所有者、占有者その他の者で特定建築物等の維持管理について権限を有するもの等の関係者に対して指導を行うにあたっては、下記の点に御留意をお願いする。

記

- 1 建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（加湿装置）について  
指針「第五 加湿器における衛生上の措置」の「三 維持管理上の措置」のうち、建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（加湿装置）に関する措置は、建築物衛生法に規定される建築物環境衛生管理基準に定められた空気環境の調整に係る空気調和設備に関する衛生上必要な措置と同等の措置を意味するものであること。
- 2 家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器（家庭用加湿器）について  
建築物衛生法においては、特定建築物等に空気調和設備を設ける場合は、居室における相対湿度がおおむね40%以上70%以下とするように調節して空気を供給することを求めている。このため、特定建築物等においては、相対湿度をおおむね40%以上70%以下に調節して居室に空気を供給する性能を有する空気調和設備を建築設備として通常は設けていることから、特定建築物等の衛生環境の維持管

理にあたり家庭用加湿器を使用することは想定していない。

しかしながら、空気調和設備を設けている場合であっても旅館業の施設で宿泊者の希望に応じ客室で家庭用加湿器を使用する場合や、小規模な宿泊施設等そもそも空気調和設備を建築設備として設けていないためにやむを得ず家庭用加湿器を使用する場合など、特定建築物等において家庭用加湿器を使用する場合にあつては、指針を参考に当該機器の適切な管理を行うこと。